第千八百八十五号

平成二十年

九月八日 月

縦覧に供する。)

目 次

示

保安林の指定の解除の予定......五一三 保安林の指定の予定 (二件)五一三

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見......五一四

示

山梨県告示第三百九十四号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、 次のよ

平成二十年九月八日

山梨県知事 内 正

明

保安林の所在場所

山梨市牧丘町北原字狐久保三七九〇、三七九一、三七九五、三七九六、三七九七の

一、三七九七の二、三七九八の一、三七九八の五、三八〇〇内

指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

立木の伐採方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする

Щ

県

公

報

第千八百八十五号

平成二十年九月八日

(「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて

日

曜 山梨県告示第三百九十五号

うに保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のよ

平成二十年九月八日

保安林の所在場所

南巨摩郡身延町下山字宮澤七六六八の二、七六七三、七七七八の二、七七九二

山梨県知事

横

内

正

明

指定の目的

指定施業要件

土砂の流出の防備

立木の伐採方法

字宮澤七六七三・七七七八の二 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 七六六八の二、七七九二 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、 次のよ

うに保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年九月八日

山梨県知事

横

内

正

明

解除に係る保安林の所在場所

笛吹市御坂町大野寺字平沢山二〇五六の一(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

五三

Ξ 二 届出の内容及び公告日 縦覧に供する。 の意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年十月八日まで 田市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。そ 三 意見の概要 2 公告日 平成二十年四月十七日 3 2 2 5 4 供する。) 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により富士吉 大規模小売店舗の名称及び所在地 解除の理由 平成二十年九月八日 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見 鉄道用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に 所在地 富士吉田市上吉田三千二百八十四番地 内容 変更 名称 富士見ショッピングセンター 経路の設定等 照明による影響への配慮 廃棄物に係る事項等 防災・防犯対策への協力 駐車場の位置及び構造等 公 告 山梨県知事 横 内 正 明

発行者

Щ

梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番